

●香川県告示第482号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年11月12日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 観音寺市豊浜町姫浜字宮前後86番4、87番5、87番6、87番7、88番2、88番3、103番1及び同地先農道、水路並びに字竹塚1180番9、1180番11、1180番13及び同地先農道水路
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.21メートル及び4.55メートル～5.21メートル  
延長 60.75メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。